

区内地域密着型サービス事業者 各位

練馬区高齢施策担当部
介護保険課長 風間 康子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策中における運営推進会議の取扱いについて(通知)

日頃より介護保険事業にご理解ご協力いただきましてありがとうございます。

現在、各事業所においては新型コロナウイルス感染症の感染予防・感染拡大防止に努められているところかと思えます。「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」(令和 2 年 2 月 24 日厚生労働省事務連絡)[介護保険最新情報 Vol.768、769]が発出されたことを受け、この通知に基づき運営推進会議を中止した場合の取扱いを、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 運営推進会議の開催を中止した場合は、構成員に対しレジュメ等を送付し、運営状況等の報告を行い、事業所に対する評価、要望、助言等を受け付けてください。
- 2 議事録に、本来の開催予定日、中止等の理由、上記 1 の対応内容および受けた評価等を記載し、事業所で保管、公表するとともに区へ議事録等を提出してください。
- 3 新型コロナウイルス感染症が終息し、開催可能になった時点で速やかに運営推進会議を開催してください。
- 4 上記 1 ~ 3 を満たした場合は運営推進会議を基準どおり開催したと見なします。
- 5 上記は現時点での判断であり、今後状況により変更する場合があります。

【参考】(抜粋)

「委託業者等においても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には立ち入りを断ること。」(社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスを除く。))における感染拡大防止のための留意点について(令和 2 年 2 月 24 日厚生労働省事務連絡)[介護保険最新情報 vol.769])

「面会については、感染経路の遮断という観点で言えば、可能な限り、緊急やむを得ない場合を除き、制限することが望ましい。少なくとも、面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。」(社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る。))における感染拡大防止のための留意点について(令和 2 年 2 月 24 日厚生労働省事務連絡)[介護保険最新情報 vol.768])

本通知の内容は練馬区の解釈であるため、利用者が他区市町村の被保険者である場合は各保険者に確認すべきであることを念のため申し添えます。

< 問い合わせ先 >

練馬区高齢施策担当部介護保険課事業者指導係

電話 03 - 5984 - 4589 (直通)